

令和2年5月15日

報酬等支払の遅延について

上天草市が任用する会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）の報酬について、定められた支払日までに支給できない事案が下記のとおり発生しましたので、公表します。

記

1 事案の経緯

上天草市では、会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）の報酬等の支払日について、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則第6条に「毎月15日」と規定しています。

令和2年4月分の報酬等については、5月15日（金）を支払日とし、本市の指定金融機関が指定する事務処理期限日である5月11日（月）まで報酬等の支払（振込み）に係る事務を5月1日（金）から開始し進めていましたが、期限日までに支払事務が完了しなかったことから、支払日を変更せざるを得ない状況となりました。

5月12日（火）に支払事務の完了の見込が立ったことから、再度、指定金融機関と調整した上で、支払日を5月18日（月）に変更することとしました。

5月14日（木）に報酬等の対象となる会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）に対しては、支払日の変更に係るお詫びの通知を支給明細書に添えて交付し、本事案について直接謝罪しました。（不在の職員には電話にて謝罪するとともに、お詫びの通知を郵送しました。）

2 報酬等の支払遅延の概要

(1) 支払日

- ・ 本来支払日 令和2年5月15日（金）
- ・ 変更後の支払日 令和2年5月18日（月）

(2) 対象者

令和2年4月に勤務実績のある全ての会計年度任用職員 224人

(3) 報酬等の内容

- ・ 報酬額 30,141,754円
- ・ 費用弁償（通勤に係る費用） 1,316,310円
- ・ 総額 31,458,064円

(4) 賃金の支払日に関する法令

・労働基準法第24条第2項

「賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。

(以下、省略。)」

3 事案発生の原因

(1) 令和2年4月に導入した新たな会計年度任用職員システムの操作に時間や労力を要したこと。

(2) 担当職員(令和2年4月異動)が当該事務に関する知識及び経験不足であったこと。

(3) 担当職員に対する上司のフォローと指導及び管理監督が不十分であったこと。

(4) 関係職員の関係法令に関する知識が不足していたこと。

4 再発防止策

(1) 職員の業務に対する知識向上と管理職の指導及び管理監督を徹底するための研修を強化します。

(2) 職員間の報告、連絡、相談の徹底を図るとともに、組織力の向上に努めます。

(3) 職員に対し、業務スケジュールの管理を徹底させるとともに、改めて法令を遵守するよう指導します。

5 市長コメント

このたび、本市が任用する会計年度任用職員の報酬等について、定められた支払日までに支給できない事案が発生したことは、誠に遺憾であるとともに、市政を預かる者として、本市の信用を失墜させたことに対し、市民の皆さまに深くお詫び申し上げます。

職員には、行政自らがこのような過ちを二度と繰り返さないために、改めて緊張感をもって業務に取り組むよう指導するなど、再発防止に努めてまいります。

なお、本事案に関係した職員につきましては、経緯や責任の軽重など慎重に調査した上で、関係規定に基づき対応することとします。

(問合せ先)

上天草市総務部総務課

担当：濱崎課長、奥田課長補佐、

佐藤係長

電話：0964-26-5527